

# 委 員 会 議 事 録

(令和7年1月31日開催)

奈良県内水面漁場管理委員会

## 奈良県内水面漁場管理委員会

1. 開催日時 令和7年1月31日 午後1時30分～
2. 開催場所 桜井市池之内 「奈良県農業開発センター交流サロン棟」
3. 出席委員 渡辺勝敏、小川彰信、堀谷正吾、高崎浩司、河内香織、和田正光、前田隆  
事務局 藤井書記長、下西書記長補佐、南書記、片岡書記、大関書記
4. 議事事項

1. 会長・副会長の選任について
  2. 奈良県漁業調整規則の改正について
  3. その他
- ①生態系保全のための放流制限について

### 5. 議事の経過要領及び議決の結果

藤井書記長 挨拶

議事事項1 「会長・副会長の選任について」

(会長が選任されるまで南書記が司会を務める)

南書記 奈良県内水面漁場管理委員会規程第2条第2項の規定に基づき委員の皆様方の互選によりお決めいただくこととなっております。いかがいたしましょうか。

高崎委員 引き続き渡辺委員に会長をやっていたらどうですか。

南書記 ただいま渡辺委員に会長をとの発言がございましたが、渡辺委員にお願いすることでご異議ございませんでしょうか。

全委員 異議なし

南書記 ありがとうございます。ご異議がないようですので渡辺委員に会長をお願いいたします。奈良県内水面漁場管理委員会規程の第6条第1項の規程により、渡辺会長に議事の進行をお願いいたします。それでは会長お願いいたします。

会長 挨拶

会長 それでは、副会長の選出についてご審議願います。何かご意見ございますか。

堀谷委員 会長も副会長もそのまま重任してもらおうと思っていましたが、ご覧の通り、上窪委員さんがここに来られなかったことと、ちょっと体調が悪いのかなということを察しながら新たに副会長を違う人に決めたらどうかと思います。

小川委員 上窪委員さんは引き続き副会長をやるという認識をされていると思いますが、体調不良が心配です。

高崎委員 本人がいないと承認がもらえない。

堀谷委員 上窪委員さんとは県漁連でずっと付き合いさせてもらっているのですが、最近欠席することが多いです。小川委員さんが仰るように体調不良を心配しているので、小川委員に副会長をやってもらったらどうかと思います。

小川委員 上窪委員さんにそのまま受けていただいて、支障が出た場合に考えるというのはどうでしょうか。

事務局 今副会長を上窪委員に決めて、後で上窪委員が体調面で難しいとなれば副会長を代わることは可能と思います。

会長 本人が了承しなくても、前もって了解されていることで選任というのも手続き上問題ないですか。

事務局 問題ないと思います。

河内委員 今日ご欠席された理由はご存じですか。

事務局 副会長が欠席されたのは会場を間違えて、かなり遅れられるということで、今回は欠席するとのことでした。

和田委員 委員会の互選で決めるので本人がいなくても、このメンバーで選んでも良いですよ。結構です。

高崎委員 堀谷委員が仰っているのは職務に支障が出るんじゃないかということですね。

和田委員 そういうことですよ。そこまで心配されるほど、他から見ても分かる状況であれば。

小川委員 でも一応継続でどうかと思います。4年という任期が長いですけど。それで上窪委員さんがどうしても欠席になるとか、そうなったら、継続は難しいですけど。

堀谷委員 みんなで決めたことなら上窪委員も分かってくれると思う。

会長 基本互選ですのでこの場で、みんなで決めるということになろうかと思います。合理的な判断をするというのも、公的な委員会として正しいことだと思います。その辺りで、もうひと方、もう一言ぐらいいただくとまとまりそうかなと思いますけども。いかがでしょうか。

河内委員 私は小川委員さんで問題ないと思います。

小川委員 僕で良ければ。

会長 この場にいる委員で決めたことなので、おかしいことではないと思いますので、ご意見いろいろ頂戴いたしましたが、小川委員に副会長を務めていただくことでいかがでしょうか。皆さんご異議ございませんか。

全委員 異議なし

会長 副会長に小川委員が選出されました。小川委員よろしく願い申し上げます。

小川委員 (副会長への就任を了承)

## 議事事項2「奈良県漁業調整規則の改正について」

事務局 資料説明

会長 ただいま説明のありました奈良県漁業調整規則の一部改正について、何かご意見、ご質問ございませんか。文言を法律に従って修正するという話でしたが、ただいまの説明につきまして何かご意見等ございませんか。

高崎委員 拘禁刑と禁錮はどう違うのですか。

事務局 懲役と禁錮を拘禁刑に一本化するということです。懲役は、刑務作業を義務化されており、それが義務化されていないのが禁錮になります。その区別を廃止して、拘禁刑が創設されたということです。刑務作業を行わせるかどうかを受刑者ごとに柔軟に対応できるようになります。

高崎委員 分かりました。

和田委員 内容は一緒ですね。

事務局 規則の内容は変わりません。

会長 他にご意見、ご質問がなければこの件に関しては、原案どおり答申することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし

## 議事事項3「その他 ①生態系保全のための放流制限について」

事務局 資料説明

会長 奈良県としては、こういった点が大きな問題で優先順位が高いと認識されているか共有できればと思います。

事務局 一つは外来魚の問題です。ニジマスなどの外来魚の放流は、県民にもわかりやすい明らかな問題です。例えば布目ダムではワカサギを放流しながらニジマスも放流するなど、自らの漁業

にもマイナスになる可能性があることをされているので、そこは、まず取り組むべきところと  
考えております。他には、漁業の安定というところで、実際に放流をしないと釣りが成り立た  
ないところはたくさんありますので、そこは残して、それ以外のところで放流を縮小して環境  
を守りながら漁業も維持できるという部分を探していきたいと考えています。

会 長 今の点はすごく大事だと思います。生態系保全以前に健全な内水面漁業が行えるような環境  
を保全するのが一番の課題だと思いますが、それは多くの場合、同じ方向を向いていますし、  
少し対立する部分もあると思います。ただ、いずれにしてもここで一番大事なのは、内水面漁  
場の環境であり、それを自分たちで壊さないということが重要だと思います。確かに外来魚が  
一番大きな問題だと思います。コクチバス、チャネルキャットフィッシュ、その2種につい  
ては全国的にどんどん広がっているところですが、その中でも奈良県は大きな産地になっていま  
す。その拡大を抑えたり、あるいは二次被害が出るのを抑えるのは奈良県としてももちろん大  
事ですけども、奈良県以外にも波及することとして重要な課題だと思います。一つ関連する情  
報を共有させていただきたいのですけれど、環境省などによって、オオクチバス類、ブルーギ  
ルとかコクチバスを含めて、「防除指針」が20年前、外来生物法ができた直後にできました。  
それから20年たって、コクチバスがどんどん増えていく状況もあって、2年ぐらい前には外来  
生物法の改定の時に附帯決議の中でも違法行為の撲滅が明確に示されています。その中で「防  
除指針」も時代遅れ感があるということで、アップデートしているところです。あとニジマス  
やブラウントラウトといったいわゆる産業管理外来生物の枠組みがありますね。それを今、環  
境省で見直していて、特に産業管理というところで水産と関係してきますが、状況も一部変わ  
るかもしれないところです。最新の知見に基づいてランク、カテゴリーを考えていこうと見直  
されています。そういったことも含めて、奈良県は具体的にどういう取り組みをしていくかを  
是非それほど遠くない時期に、できるところから良いですが、明確に打ち出して、あるいは  
ここで議論して、国や社会から取り残される事なく、引っ張るくらいの勢いで、できたらいい  
でしょう。そういう意味ではコクチバス、チャネルキャットフィッシュの問題が非常に大きい  
県であるというのを共有しておきたいと思います。以前ここでキャッチアンドリリースの話が  
出てきて、今十数都道府県で、部分的に、あるいは県レベルで、条例ないし委員会指示が出て  
いますけれども、事務局側としては、奈良県では今キャッチアンドリリースを禁止するのは、  
あまり有効ではないというお答えがあったかと思います。現在はどのような状況ですか。今奈良  
県でコクチバスが広がっていますけど、結構コクチバス狙いで県外からも来ている状況である  
とか、来てもらって喜んでいる人たちもいるとか、ブラックバスは割と廃れてきているとか、  
今でも重要な産業になっている地域があるとか、その辺りどうですか。

事 務 局 オオクチバスは昭和50年くらいに奈良県に入りまして、池原ダムや七色ダム、津風呂ダム  
などあらゆるダムで、今もオオクチバス釣りは行われております。遊漁料は漁業権を設定して  
いない魚種では取れないものですから、漁協によって例えば、ブラックバス釣りでアマゴが掛  
かってくるからアマゴの券を買ってもらっているところがあったり、また、ボート業者がバス  
ボート貸しを生業にされている方がおられるという中で、オオクチバスを県で駆除するよう  
な動きはなく、状況はこれまで通り変わっていません。オオクチバスが生息域を拡大している感  
じはありませんが、それはすでに全域に広がっているからかも分かりません。コクチバスにつ  
いては今のところ、淀川水系と紀の川水系の下流のみで確認されておりまして、それについて  
は近大さんと連携して効率的な駆除方法がないか研究をしております。また、環境部局とも連  
携して、県内で他にも分布しているか調べており、新たに見つかったところは駆除をしていく  
考えです。キャッチアンドリリースの禁止は事務局としてももう少し効果があるということを知  
った上で、取り入れたいと考えています。今のところコクチバスを目当てに釣りに来られてい

るお客さんがいるとは聞いておりません。最後にチャネルキャットフィッシュですけど、淀川水系の布目ダム周辺に限定的に生息しており、駆除を目的とした釣り大会を何度か行いました。漁協さんはあまりチャネルキャットフィッシュに対して、危機感を持っておられないので、布目ダムでも駆除はなかなか進んでいません。3種類についての状況は以上です。

会長 ありがとうございます。昨年長良川水系でコクチバスが見つかって、県をあげてといいますか、県水産試験場からすれば他の仕事をほっぽり出さざるを得ないぐらい、今コクチバスの駆除をやっているところと伝え聞いていますけども、それと比べたら、奈良県の状況はもっと悪いけれども、そこまでは必死にやっていないということですね。そこまでしなくてもいいのかも知れないですけども、実際にはアユに対する被害であるとか、チャネルキャットフィッシュにしても漁業に被害が出ているのに、それをあまり把握しないまま、内水面漁場が劣化していつているということであれば、それは何をしているんだということになろうかと思います。総じていえば、すごく把握されているわけじゃないけれども、今ご説明いただいたようなレベルで状況を把握しているということですか。

事務局 はい。

河内委員 コクチバスに関しては、今年度は環境DNAを五條の辺りから大滝ダムのすぐ直下までいくつか地点で取って解析したのですが、概ねどの地点でも基本DNAが出ていまして、大滝ダム直下でもきちんと出ているような状態で、おそらくかなり広範囲で広がっているであろうと思っています。例えばコクチバスの場合、底生魚とか食べやすいものから食べ始めて、だんだん食べるものがなくなったら遊泳魚に移るという事も聞かれますので、ヨシノボリを対象にしてヨシノボリの密度とコクチバスのDNA量ですとか、そういったものを含めて解析してみました。現時点ではヨシノボリが結構コクチバスの中から出てきて、食べられている魚の中でだいたい4割くらいがヨシノボリです。でもコクチバスのDNAが大量に出てくるからといって、ヨシノボリの密度とリンクしているかということ、今年に関してはまだそこまで出ていなくて、おそらく河川の複雑さとか、礫の大きさの方が現在のヨシノボリの密度には効いているような結果が今は出ています。だから今すぐにコクチバスを必死に駆除しないとヨシノボリもいなくなるようなレベルまで悪化はしていないと思っています。

また、県というのはやはり漁業関係者の方との対応があろうかと思っています。一本の紀の川水系でもたくさん漁協さんが管理をされているので漁協さんによって駆除にすごく積極的な漁協さんもあればなかなかそこまで手が回らないというところもあります。しかしそれに関係なくコクチバスは移動できてしまうので、漁業関係者と同じ方向を向いてやらないとなかなか解決できないことがあると思います。本検討事項にもありますが、県としてどこまでできるのかと、本来はこのようにした方がいいということが合致しない部分が結構出てくるような気がします。そこが私としては一番気になるところです。

コクチバスは多分どんどん増えると思います。吉野川のコクチバスは、結構成長が良いみたいで、1年目でかなり大きくなりますし太っています。それを駆除していくとなったら全域で駆除しないと、一部分だけ駆除して密度が減る場所ができると、逆に移入してきやすくなるので逆効果になります。一本の川をどこまで管理できるのかというところが、おそらく奈良県側もですし、将来的には紀の川水系で考えるのであれば和歌山県側も全部考えていかないといけないと思います。その中で奈良県として最も効果が出そうなものが何かと今考えながらお話を伺っていたところです。なかなか漁協さんと同じ方向を向いていくのが今のところ難しい気がしていて、そこをどう合意形成していくか、非常に難しいと思います。

会長 ヨシノボリ、カマツカなどの底生魚に比べたらアユは泳ぎ回るので食べにくいこともあり、また毎年放流するというのもあって、影響が出るまでにタイムラグが結構あると思います。

最終的にはアユを食べ出すのでしょうかでも、それまでアユには影響ないなという感じで、後手後手に回る構造になっていると思います。少しだけ違う話になりますけども、宮崎県の大淀川というすごく大きい川にコウライオヤニラミというコクチバスによく似た朝鮮半島由来の魚がここ数年の間に爆発的に全域に増えて、絶対に越えられないだろうという堰堤の上にもいるから、おそらく誰か持ち上げもしているのです。本当に増えて、ちょっとした支流みたいなところでは、底生魚がまるでいなくなり、昔あんなにわんさかいたのが、いなくなるというのがほんの数年で起こってしまっているのです。コクチバスが支流に入ったりすると、もう支流レベルでは壊滅的にアユを食べ始める可能性もあると思います。それぐらいの力を持っているということが認知されているので、今、長良川でも必死にやっていますし、他のところでも、かなり駆除に力を入れている感じです。そういう意味では奈良県は今、調査はしていますが、様子見みたいな感じになっている状況で、温度差を感じたりもしています。そのうちアユに影響が出てくる、これは悪いパターンだと感じたりもしています。

河内委員 漁協さんは、カワウを気にされている方が多いですね。コクチバスのお話をお伝えしても、コクチよりカワウっていう感じですね。

会長 水の中は見えにくいというのもありますね。

高崎委員 コクチバスかどうか見えないです。漁協としては見る機会がないですよ。アユを釣っていてもめったに釣れないです。

会長 しょっちゅう釣れるようになったり、網にひっかかるようになったら最悪ですね。

高崎委員 最近網を入れる人も少なくなりましたし、高齢化してるし、駆除には人とお金も掛かるしということで、仰るとおりカワウは目に見えるから、害があるかなと思うけど、コクチバスは見えないですからね。

事務局 吉野川では我々がはじめて発見しました。上から見てコクチバスと分かりました。

堀谷委員 それはどこですか。

事務局 五條の大川橋周辺です。それから県は効率的な獲り方や減らし方の研究を近大さんに委託しています。今年でその研究は一区切りで、来年度から開発していただいた方法で我々は漁協さんと一緒に駆除していくことを考えていますが、なかなかそれだけではいけないかもしれません。環境部局を巻き込まないといけないかもしれないです。

河内委員 制限とありましたが、例えば制限して、違反をしたら何らかのペナルティを科すという感じですか。

事務局 制限の方法を委員会指示にすると罰則がありますが、HPや県民だよりでの周知ですと、だめですよということで終わってしまいます。それをどうするか、どこまできつい規制にするかも考えていけないといけません。委員会指示に反すると罰金や罰則がありますが、それを監視するのもなかなか難しいと思います。指示だけ出して、監視しない訳にもいけないのです。

河内委員 今は、奈良県も含め全国的に釣りによる収入と支出みたいなものはどの程度まとめられていますか。漁業に関わる関連収支が分かるものはありますか。

事務局 それぞれの漁協で毎年遊漁収入を含めて、収支はすべて業務報告書でまとめられていますので、それはこちらでも把握しております。

河内委員 全国どこも県ごとにデータを持っているという理解でよろしいですか。全部の都道府県でまとめられたものがあって、統計を取れるような状況になっていますか。

事務局 各県では把握されていますが、全国の状況を取りまとめるのは難しいです。国の研究機関の方が何年前に初めてとりまとめられました。ですから調査しないとそういったものは出てこないです。

生態系保全の問題については、ここで委員会としてすぐに答えが出る話ではなく、まずは問

題提起をさせていただいたところです。委員からお話のあった内容で、奈良県としてまずどのようなことに取り組まなければいけないかという部分を検討し、また案として上げさせていただこうと思います。

会 長 他に何かございませんか。他にないようでございますので、本日の委員会の議事録の署名委員には、小川委員さん、堀谷委員さんをお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。それでは以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員